

令和3年度第5回子ども・子育て会議 会議録

日時

令和4年2月10日（木曜）10時～12時

場所

ZOOMアプリにてオンライン開催

出席委員

柏女会長、田中副会長、矢口委員、藪本委員、高山委員、橋本委員、羽中田委員、小澤委員、櫻庭委員

欠席委員

佐藤委員、松田委員、櫻庭委員、杉橋委員、松田委員

傍聴者

なし

事務局

秋元子ども家庭部長、小谷子ども家庭課長、遠藤保育課長、青野子ども家庭課子ども政策室長、倉本子ども家庭課主任主査、廣原子ども家庭課主査、北根子ども家庭課主事

議題

(1) 第2期子どもをみんなで育む計画の見直しに向けた議題について

配布資料

- 資料1 第2期子どもをみんなで育む計画の見直し版策定に係る進め方
- 資料2 第4回子ども・子育て会議意見一覧
- 資料3 子どもをみんなで育む計画の基本理念について

議事録（概要）

《柏女会長》

定刻となりましたので、只今から、令和3年度第5回流山市子ども・子育て会議を開催させていただきます。次に会議の成立について申し上げます。本日の会議は、委員14名中、出席委員9名、欠席委員5名です。会議は、委員の半数以上の出席により成立しますので、本日の会議は成立していることを報告します。また流山市附属機関に関する条例第5条第3項の規定によって、会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとされております。

それでは議事に入ります。今日は第4回会議の続きとなる議題第二期子どもをみんなで育む計画の見直しについて審議いただきます。事務局から、計画の見直しについて、前回会議のおさらいと前回会議に出た基本理念策定時の考えなどについて、説明をしていただきます。それでは事務局から説明をお願いいたします。

《事務局》

資料1 第2期子どもをみんなで育む計画の見直し版策定に係る進め方 説明

《柏女会長》

資料1の説明について各委員から何かご意見ございますか。

まず、私から1点質問ですが、先ほどの説明の中で、諮問をもらうように考えているということですが、諮問は今後実施するという認識であっていますか。

《事務局》

次回以降の審議会で、諮問をさせていただく予定です。

《柏女会長》

わかりました。もう一つ、答申の時期が他の自治体と比べて早いですが、このままの予定で実施するという認識でよろしいのでしょうか。

《事務局》

計画の策定にあたっては、市民のご意見を聞くパブリックコメントや、市議会の手続きを踏まえることが必要となります。実際に計画の出来上りを12月頃に予

定しています。それを踏まえて7月ごろに答申をいただくようなスケジュールを計画しています。

《柏女会長》

わかりました。高山委員お願いします。

《高山委員》

答申を出してからパブリックコメントを実施し、その結果を市議会にかけて、12月に見直し案を作成するというようなスケジュールが決まっているようであればお示してください。

あと、この計画は新型コロナウイルス感染症が流行する以前に作られたものです。感染症の流行によって環境が変化し、施策に影響が出ているものがあるなら、洗い出しをする必要があると思います。

《事務局》

まず1点目のスケジュール関係の詳細は、次回審議会でお示いたします。もう1点の新型コロナウイルス感染症による影響について、今後計画の見直しを行うにあたり市民アンケートを実施するなど現状を把握し、反映したいと考えております。

《高山委員》

ありがとうございます。参考までに子ども家庭課で所管する事業のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものがあれば教えてください。

《事務局》

例えば、研修の実施にあたっては、これまでのように実施できない部分がございますので、今までと同じように、あるいはもっとわかりやすいように実施する必要があると考えています。

《高山委員》

ありがとうございます。私は小学校と幼稚園生の親でもありますが、学級閉鎖などで子どもが家でオンライン授業を受けるケースが増えています。家庭によって子どもたちを支援する環境が確保できない場合もあると思います。そうした事情により、悩み相談が増えているような現状はあるのでしょうか。

《事務局》

現状の詳細は教育委員会から共有されておりませんので、まだ把握できないところがございます。私どもでお答えできる範囲内としましては、家庭内で子どもが勉強するということと、ご両親がリモートワークをする事例が増えておりますので、児童虐待の通告が増えてきています。しかし、現在事業として関連付けられていませんので、委員の皆様から頂戴しました意見を反映していきたいと思っております。

《柏女会長》

私から事務局にお願いですけれども、次回審議会の時に、コロナ禍において第二期計画の進捗状況にどのような影響が出ているのか主だったもので結構ですので、報告をお願いします。その際に、今後アンケート調査もされるということでしたので、アウトカム評価についてご紹介をしていただくようお願いします。

では藪本委員お願いいたします。

《藪本委員》

1点目ですが、今回新しい委員の方もいらっしゃいますので、諮問や答申がそもそもどのような法的な位置付けなのか、ご説明いただいた方がいいと思います。

2点目は、前回の計画策定時から2年ぐらい間が空いていますが、積み残し事項について議事録等も含めて見直しして、どういった意見が当時の委員から出ていたか、改めてお示しいただいた方が良いでしょう。

3点目、市民参加条例に関連しますが、これまで計画案を我々が練った後で、パブリックコメントをかけていますが、その後計画の修正をかけられる余地が無いといつも感じています。順番を逆にして、パブリックコメントで広く意見を募った後に、審議会で議論することはできないのでしょうか。

4点目ですが、審議できる期間が短い中で、計画の見直しにあたって審議し尽くせなかった積み残しの事項については残していただいて、答申で確認できるようにしていただきたいです。

《事務局》

ありがとうございます。まず諮問と答申については、子ども・子育て会議が地方自治法に基づく、市長からの諮問機関という位置付けですので、行政として、計画を策定しなければならない場合などにご意見をいただき、それを答申として審議い

ただく流れになります。詳しくは、後程メールでご説明申し上げます。

もう1点のパブリックコメントと審議の順序についてですが、パブリックコメントの手続きの中で、流山市市民参加条例に則って、計画の策定や計画の見直しにおいて、二つ以上の市民参加の手法をもって策定する必要があります。今回は、一つ目がこの子ども・子育て会議、もう一つがパブリックコメントです。パブリックコメントは、市議会への報告が必要となるため、実施時期が議会の時期に左右されます。そのため、皆様の答申をいただいた後に、パブリックコメントを実施するという流れになります。

前回の積み残し事項については、第二期計画を策定した際に、答申に合わせて付帯意見をいただいておりますので、後程共有させていただきます。

《柏女会長》

付帯意見のデータをこの会議の中で映し出すことが可能でしたらお願いします。諮問答申という形であれば、法令に基づいて手続き行うことになりますので、答申をする際に、付帯意見をつけることで記録に残すことができます。

パブリックコメントですが、流山市は他の自治体に比べて、意見の件数が多くなっています。また、この会議の委員の皆様がセールスマンになっていただいて、市民や団体に働きかけいただいている成果でもあると思います。

この他にはいかがでしょうか。

《矢口委員》

先ほどの高山委員の意見に対する事務局の回答に関してですが、先ほどの高山委員の質問の意図として、家庭内のオンライン環境の整備面について、そういう環境がない子どもたちをどう救うのかという意図であったと思います。それに対する回答が、虐待件数が増加しているというような回答でしたが、行政の方が認識している問題点と、普段周りの方から聞く意見との間に感覚のずれがあると思います。

現状把握のために各家庭がどのような環境なのか調査していただきたいですし、一人一台タブレットを配布しているので、うまく活用する方策をご検討いただきたいです。どのようなご検証をされていくのか、また活用にあたって先生の研修を盛り込んでいただきたいと思います。お子さんごとの理解度や活用度合を把握して、効率よくできる手法を考えていただけたらと思います。

《柏女会長》

ありがとうございます。この会議は、市民の方の肌感覚を生かしていくのが役割です。矢口委員がおっしゃったように、行政の考え方と委員の意見を細かに突き合わせていくことが大事です。

他はよろしいですか。

《高山委員》

補足ですが、先ほどのパブリックコメントに関して、今後スケジュールの共有をしていただく際に、我々の答申やパブリックコメントが、計画策定上いつ、どのように使われていくのかも併せてご説明いただきたいと思います。

矢口委員から補足いただきましたが、私が懸念しているコロナの影響は、事務局から回答いただいた部分や、家庭内のインターネット環境に関する部分もそれぞれあると思っています。インターネット環境が整っていても親のサポートの有無によって状況が異なります。そういった議論がすべてこの会議でできるわけではないですが、うまくパブリックコメントを反映していただきたいと思います。

《柏女会長》

ありがとうございます。よろしければ次の資料2、3に進みたいと思います。前回会議のおさらいと、基本理念策定時の考え方について確認をした上で、意見交換を進めていきたいと思います。

また、第1期から継続している田中副会長、櫻庭委員、藪本委員がいらっしゃいますので、ご意見も伺いながら、情報共有を図っていきたいと思います。

《事務局》

資料2 第4回子ども・子育て会議意見一覧

資料3 子どもをみんなで育む計画の基本理念について 説明

《柏女会長》

ありがとうございます。それでは先ほど申し上げましたように当時のことについて補足事項があれば、情報共有の意味も込めてぜひお願いをしたいと思います。

田中副会長、何かありますでしょうか。

《田中副会長》

当時の策定経緯を見ていて、流山市の子ども・子育てのグランドデザインはどこ

にあるのかと考えたところ、流山市子育てにやさしいまちづくり条例の中に市の施策の基本方針が4つ定められています。何が足りないのだろうと考えたときに、これは「子ども」にやさしいまちづくり条例になってないと気づきました。

また、子どもの権利条約に、四つの柱というものがあります。四つの柱は、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利というように構成されています。市条例で子どもの権利に関しては、学校等の取り組みの中に子どもの幸福に生きる権利を守る記載とされています。いじめのことなどを指しているとは理解しましたが、例えば虐待の問題や子どもの意見を聞くような参加できる場の確保などについては、弱いと思います。この市条例はグランドデザインを変えなければ、妊娠期から18歳までで切れ目ない支援を行うことは、この視点なしでは不可能ではないかと思いました。

子どもをみんなで育む計画の上位計画として流山市総合計画がありますが、その大きな柱の一つとして、子どもをみんなで育むまちとあります。そこには様々な事業が紐づいていますが、先ほど高山委員から話があったICTに関してや、中高生の居場所づくりに関しては不足しています。

提案ですが、この会議の委員を増やすことはどうでしょうか。例えば乳幼児期のことについては、保健センターの保健師や、乳幼児期以降の教育という面から小学校や中学校の校長先生などに毎回会議に出席いただければ、その分野の議論が可能であると思います。

《柏女会長》

ありがとうございます。藪本委員いかがでしょうか。

《藪本委員》

当時、計画の基本理念に紐づく基本的な視点について議論した中に、切れ目のないという表現を入れるという議論したことが印象に残っています。130の個別事業について、漏れがあるはずなので、そこを吸い上げるプロセスを見直しで反映する必要があると意見をした記憶があります。切れ目がないということについて、今は乳幼児の分野が中心ですが、子どもが18歳未満の児童であると定義されている以上は、18歳未満の子どもに対してすべて課題を洗い出す必要があると考えております。

また、計画の基本的視点の中に施策の連携とあり、同じ課題に対していろんな施策が走っていて、横の連携をとる必要があります。当時曖昧なままで議論が終わっ

たと記憶しているのですが、今回洗い出しをする際に、どこが出来ていないのか、見ていった方がいいと思います。

《柏女会長》

ありがとうございます。櫻庭委員お願いいたします。

《櫻庭委員》

これまで私は保育事業を通して、乳幼児の育ちのところをみてきました。その中で、特にコロナ禍の状況を踏まえて、保護者が自宅で仕事ができる方と、そのような状況でも外に出勤しなくてはならない方と、支援の幅が広がったと感じています。

また、子育てをされている方たちの悩みも増えていますので、どのように支援をしていくのかが、現場で保育に携わる中で常に課題であると感じます。

この10年で、議論の流れが、最初は保育所や学童保育が足りないといった乳幼児の分野に焦点が当たっていましたが、その当時から、中高生の関する支援が不十分だという意見が出ながら、そちらの分野に焦点が当てられずにいたことは課題だと感じています。現場の子どもたちや保護者の様子は深刻化しており、さらに中高生のこととなると、この計画の見直しで具体的にそうしたことを盛り込んでいくことが必要であると感じています。

《柏女会長》

ありがとうございます。それでは、議題1の市民と描く子どもの未来像についてご意見を頂戴し、その後個別事業に関するご意見を頂戴したいと思います。前回様々なご意見をいただいておりますので、前回ご発言を控えられた委員の方々については、ぜひ積極的なご意見を頂戴したいと思います。

それでは議題1の市民とともに描く子どもの未来像について、ご意見を頂戴できればと思います。矢口委員お願いいたします。

《矢口委員》

私は充て職で出ている会議がいくつかあり、どれも同じようなことを目指しているのに何故一緒にやらないのかと思うことがあります。今回の計画の見直しで、ここここが連携できたならもっといいのではないかということが出てくると思いますので、お願いしたいです。また、子ども家庭課と指導課と障害者支援課が一緒にならないといけないケースについては各課でバラバラに対応せずに、1度皆さんで情

報共有していただいた方が、行政の方々にとってケーススタディになると思います。これまで以上に、もう一歩進んだ連携を行っていただきたいです。

先ほどお話があった中高生の支援に関して、流山市は保育園ばかり注目されていますが、小学校に入った途端支援があまりされていないと感じる保護者の方がいたり、流山市内の保育園に通わせていて、小学校に上がったら他の自治体へ行こうとしている意見を聞くことがあります。流山市の教育レベルを上げていくという面で、教育委員会との連携がさらに必要ではないかと思えます。

また、成人年齢が18歳に引き下げられるという中で、65歳以上の方は包括支援センター関わりますが、18歳から65歳の人はどこに相談に行けばいいのかという話も聞きます。育ち上がった後ちゃんと支援が続くというような部分も含めて考えていくことができたらと思えます。

《柏女会長》

ありがとうございます。縦と横の切れ目のない支援については、ますます重要になってきていると思います。一部の自治体で今、家庭児童相談室と子ども発達センターと、母子保健課と利用者支援事業の4者が集まってケースカンファレンスをしていますが、こっちで持っている情報がほかの部署には全然伝わっていない事例があります。そういう意味ではその横串の繋がりや縦の施策への繋がりも大事です。

羽中田委員お願いします。

《羽中田委員》

今の皆さんのお話を伺って、小学校就学前の子どもだけではなくて、18歳、あるいはその後のことも含めて、対象とする人幅を広げていくという考えには賛成です。また、教育委員会等、他の機関との連携も大事だと思うので、ここで話し合ったことを是非とも役所の中での関係する部署に届けていただきたいです。

市民とともに描く子どもの未来像に関して、第二期計画の基本理念は今回の見直しにおいて、変更することは可能なのでしょうか。例えば、もう少しわかりやすくするために副題をつけることは出来るのでしょうか。誰にでも入りやすい副題をつけたりすれば、もう少し子どもの未来像が明確になると思えました。どういうキーワードが必要なのか議論をしながら、市民に伝わりやすいメッセージが作り上げられればと思っています。

《柏女会長》

ご質問について、事務局の今の考えをお知らせいただければと思います。基本理念を変えることや副題をつけることは可能であると個人的には思っておりますけれども、その辺についていかがでしょうか。

《事務局》

ありがとうございます。いただいたご意見を元に検討いたしますので、今の時点で可能かどうかの回答は差し控えさせていただきます。

《柏女会長》

子どもの参加などが重要になってきていることを踏まえれば、それらを基本理念の中に含めることは可能ですし、それからこの議論の中で、ある程度合意できた子どもの未来像を、基本理念の中に組み込んでいくことも可能だろうと考えています。

《羽中田委員》

前向きに副題などを検討いただければ大変ありがたいです。

《柏女会長》

ではほかにはいかがでしょうか。この議題について、ご発言いただいてない方がいらっしゃったらお願いします。

《小澤委員》

先ほどの田中委員の「こども」にやさしいまちづくり条例になっていないとおっしゃっていたことに同感で、もっと子どもが自ら育つというところを基盤に考えた方が、前回、橋本委員が出してくださった、東京都のこども未来会議のように、子どもが育つことをベースに置いて作り上げられていきますので、子どもが育つまちづくりみたいなイメージで、進めていくことができると思います。

《柏女会長》

ありがとうございます。こども家庭庁のキーワードにも、「子どもがまんなか」とありますので、大切な視点であると思います。

他はいかがでしょう。

《藪本委員》

こども家庭庁が目指している世界が何なのか、今回の見直しで反映できたらと思います。先ほど田中委員の発言のなかで環境という単語が出てきていて、その環境には、もちろん物理的な環境、例えば公園であったり、学校だったりも当然あると思う一方で、その子どもを取り巻く大人、特に日常生活の中でも親以外の小学校の先生や、保育所、幼稚園の先生たちに対しての意識が抜けていると思います。子どもを育むための環境の構成に対しての視点は忘れてはいけませんので、今回の議論の中にぜひ入れたいなと思っています。

もう一つは基本理念で、「みんなで子どもの最善の利益が実現されるすべての子どもが健やかに育ち地域全体で子育てができるまち流山」とありますが、子育てするなら流山というシティプロモーションとの間で、流山らしさという視点が抜けていると思います。この計画で、流山の子育てといわれたときに、何となくうまく伝えきれないと思いますので、我々委員の中で価値感を共有できればいいと思います。

《柏女会長》

ありがとうございました。よろしければ、議題2の議論に移りたいと思います。

私から1点質問ですが、ヤングケアラーについて今政策的に周知していくことが、国の方で進められていますが、流山市では、その実態把握や新規事業の検討とかは考えられているのでしょうか。

《事務局》

現状はまだ進めることができておりません。以前市議会でヤングケアラーについて一般質問がございました。そこでは、まだどこのセクションでどういう対応していくのかを庁内の中でしっかりと固めていく必要があるということで、お答えさせていただきます。

《柏女会長》

わかりました。現状、支援が必要な状態である生徒や学生などもおりますので、どのように支援を進めるのか考える必要があります。

その他はいかがですか。

《藪本委員》

保育事業所としての意見になりますが、昨年閣議決定された医療ケア児への対応が、この計画の中に入っていないと思いますので、入れた方がいいのではないでし

ようか。

二つ目ですが、私は地域子育て支援センターを運営していますが、レスパイトに関する対応について、相談が最近増えておりまして、それがこの計画のどこに位置付けられるのか、家庭での保育に対するケアに関してもう少し細分化してもいいのではないかと思います。

《柏女会長》

ありがとうございます。今の件について事務局で何かありますか。医療的ケア児は、計画を作るときに確かヒアリングしていたと記憶していますが、いかがですか。また、レスパイトは一時預かりやショートステイに関わる事業ですけれども、そちらについてはいかがでしょうか。

《事務局》

現状、医療的ケア児や障害児保育については、計画の中で保育サービスの充実や多様化というところに位置付けておりまして、いただいた意見を元に見直しの際に反映したいと思います。

レスパイトに関する回答は少しお待ちください。

《高山委員》

勉強不足で申し訳ございません。レスパイトとはどういう意味ですか。

《藪本委員》

例えば家庭内保育している方で、どうしてもその精神的に追い詰められてしまったり、ある時、緊急避難的にお預かりをさせていただいたりする制度です。ショートステイとも関連しますが、要するにそのまま進んでしまうと、虐待しかねないという要因を持ってらっしゃる方を、サポートするものになります。

《高山委員》

ありがとうございます。

《田中委員》

補足になりますが、ファミリー・サポート・センターでも精神疾患のある保護者の利用が増えています。なかには目と鼻の先にある保育園への送迎も厳しい状況で

サービスを利用しているという例もあります。

また、現在多くの施設の一時預かりが新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあると思いますが、行われていません。ファミリー・サポート・センターでも、家庭での預かりなど、提供会員の活動が抑制されていたりと課題があります。

《矢口委員》

補足ですが、レスパイトだけでなく例えばお母さんが1人で育てていて、手術をするとなった時に一時的に子ども預けるようなことがあります。今、春香園が引き受けていますが、本当に今困った状況にあるお母さんがいた時に、どこにつなげばいいんだろうと悩むことがあります。

《柏女会長》

ショートステイは、流山市は松戸市にある春香園まで行かなくてははいけません。また参考ですが、浦安市ではショートステイ施設を設置したところ、利用が多く活発に活用されていると聞いています。

続いて櫻庭委員お願いいたします。

《櫻庭委員》

一時保育について、かやの木保育園では現在も実施しておりますが、申し込みの初日には枠がほとんどなくなってしまうような状況です。そのような中で、保健センターから精神疾患のお母さんのフォローでといった受け入れ依頼も増えています。手術をする予定があって、出産を控えているのでどうにかならないかというような、相談が非常に増えています。一つの保育園でできることは限られていますので、核家族が多い流山だからこそ、行政としてどのように支援をしていくべきか考えていく必要があると思います。

医療的ケア児について、法律が先に整備されて、義務化だからと言って誰がどのように保育していくのか、保育園を運営する側としては非常に難しいです。看護師の確保自体が難しいほか、看護師の給与水準は保育士の比ではありません。流山市は看護師を保育士1名としてみなすことができ、保育士の給与分しか保証されていませんので、看護師として配置できません。そのような中で医療的ケア児の受け入れをすると、0歳児を担当する看護師が医療的ケア児に対応するような事態になります。

法律だけが先に行って現場に丸投げという状態を作ってはいけないと思います。

施策には必ずそれを賄う人をどう確保するのが付随しますので、そういった面も検討していただきたいと思います。

《藪本委員》

櫻庭委員の意見は私も同じ立場ですので、お気持ちはわかります。その上で参考情報ですが柏市は、基本的に看護師の常勤換算の給与相当分は保証しています。

その制度を考えていくのであれば、財源があったりとか、取り巻く環境であったり、その現状はどうなっているのかが必要です。この辺は政策的な話だとか予算の話が入ってくるので、そこを踏まえて事務局で進めていただければと思います。

《柏女会長》

ありがとうございます。事務局にお願いですが、これまで埋もれていたサービスが今たくさん上がってきていると思いますので、それらについて、近隣市の状況がどうなっているのか、今後の議論のためにも材料を集めておいていただければと思います。例えばショートステイやレスパイト、医療的ケア児の対応に関しての看護師の給与の保障などが上がってきておりますので、調べておいて下さい。

《高山委員》

議論をする中で、漏れてしまっている課題をいかに拾い上げるというのが重要で、その中でパブリックコメントは使い方によっては非常に有効な手段になると感じています。実施方法を工夫して特に困っている人たちにパブリックコメントという、手法があるということを知ってもらわないと、そもそも意見が集まらない可能性があります。パブリックコメントを生かしたいのであれば、それ相応の住民に対しての発信、理解のサポートをしていかないと、本当の意味での意見を集めることができないと思いました。

柏女会長から、僕らがセールスマンであるというコメントがありましたが、できる限りのことはしていきたいですし、市と一緒に形骸化させずに、漏れている課題を拾い上げる機会にしていきたいと思っています。

《柏女会長》

ご意見ありがとうございました。これから7月までの期間でかなり時間が押していますが、これまでだと地域ごとにワークショップをしたこともありますので、生の意見をいろいろ集めることもいいと思いました。またそういったご提案がありま

したらお願いしたいと思います。

《矢口委員》

先ほどのヤングケアラーの件ですが、周りがヤングケアラーらしき子どもがいても本人はそうであると気づいていないこともあります。こういう時に流山市のどこに相談するべきなのかわかりませんので、明確なつなぎ先があるといいと思います。

ただ、今教育相談に電話をすると電話が殺到しているのか、電話が繋がらない現状があります。また、予約をしようと思っても何週間も何ヶ月も先だったりします。確かに市では虐待とか本当に危ないケースを優先して対応しなくてはならないのはわかりますが、そういったお母さんのための対応策を考えていただきたいと思います。

例えば、幼稚園や保育園で特性のあるお子さんを預けたい場合、1件断られると電話できなくなってしまうような話や、入学する際にお母さんたちがすごく心配している声も聞きますので、そういった相談先があるといいと思います。

《柏女会長》

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

《羽中田委員》

今の矢口委員の話の中で、入学する際の相談先が明確でないとありましたが、各保育園や幼稚園に対して、そういう通知が出されていると耳にしていますが現状はどうなのでしょう。

《櫻庭委員》

保育園などでは、幼児教育支援センターで申し込みをすると、保護者同意のうえで4歳児ぐらいから巡回相談として実際に臨床心理士の方などがいらっしゃって、保育者にどういうフォローの仕方したら良いか相談することもできます。

もう少し小さい年齢のときには、地域子育て支援センターなどでもお母さん方が悩んでいるときは、まず保健センターが窓口になって、その次につばさ学園に直接ご相談いただいています。

就学に向けて幼児教育支援センターや学校との、幼保小連携の研究会がありますので、そちらの方で先生方とも情報共有することがあります。保育園も幼稚園も形としては整っていますし、熱心に流山市はしていただいているという現場の実感は

あります。

《羽中田委員》

ありがとうございます。子どもが他の子と違うのではないかという不安を抱える保護者が、気軽に相談をできる場所が必要だと思います。そうした取り組みをもう少し、市民に対して周知していただきたいと思います。

《田中委員》

私が運営する団体の「なこっこ」で、そういった事業をしています。気軽に親が相談できる場を持ちたいということで、主に未就園、未就学のお子さんを対象に実施しています。

他のNPO法人の、小学生以上の発達障害を抱えるお子さんの就学支援をされているケースジャパンでは、実際に特徴を持つお子さんの保護者の方にボランティアになっていただいて、2ヶ月に1回そういう場を設けていますが、完全に自主事業でやっております。

幼稚園、保育園に繋がっている場合は相談先がありますが、私たちのところには幼稚園に入る3歳まで家庭保育される保護者からの相談が多いです。自身の子どもをどの幼稚園が受け入れてくれるのか心配して情報を求めていまして、そうした方々への公的な相談先が弱いと思います。

《羽中田委員》

ありがとうございます。そうした現状があるのであれば、もっと周知をしないといけないと思いますし、働くお母さんたちが参加できない時間帯の設定である場合もありますので、そうした方々も参加できるような場があるといいと思います。

《藪本委員》

情報共有になりますが、そのような課題に関しては市内の民間の児童発達支援に関わる事業者も課題意識を強く持っています。今、何とか横の連携をつないでいこうという動きになっているようです。

以前から、障害支援や児童発達支援に関して、民間の力をうまく使った方がいいんじゃないかと提案していますが、そういったネットワークをちゃんと構築する支援をしていくことは、障害児施策に入れていった方がいいのかなと思います。

《柏女会長》

ありがとうございます。今のような制度の谷間を埋めるために、田中副会長が会長努めている流山子育てネットがあって、そこが色々な事業者を繋いで、細々と始めています。そこにまた障害関係の事業の方が関わってくれば、さらに流山子育てネットのつながりも強力になっていくのではないかと思います。

その他にはいかがでしょうか。

《事務局》

先ほどの医療的ケア児とレスパイトの関係と、答申の付帯意見についてご説明いたします。まず、先ほどご質問がありました、医療的ケア児とレスパイトについては、両方とも現計画に位置付けはございません。医療的ケア児は昨年9月に法律から施行されたばかりですし、レスパイトに関しては個別な位置づけが必要なのか検討している段階ですので、皆様の議論を踏まえ考えていきたいと思っております。

《柏女会長》

医療的ケア児について、以前第二期計画を策定する際に調査をして、ニーズとしては上がってこないけれども、今後活用考えたいという人が1、2名程いると計画内に記載があったと思いますが違いましたでしょうか。

《事務局》

(第二期子どもをみんなで育む計画の66ページを画面に投影)

障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズとその提供体制についてという欄に、ニーズ見込み量として、医療的ケアが必要な児童数について掲載しています。

《柏女会長》

保育所に1人、認定こども園に1人、放課後児童クラブに1人の計3人の希望者がいるということですが、現状それだけの体制整備がまだできてないということですね。法律は4、5年前からできていて、児童福祉法上の中で医療的ケア児はちゃんと位置付けられているので、この計画を議論する時には調査したということですね。

《事務局》

(第二期子どもをみんなで育む計画策定時の答申書および付帯意見を画面に投影) 付帯意見について、答申書のなお書きのところにございまして、拾い切れなかつ

た部分や今後の検討課題になってくる部分、行政として取り入れていく必要がある部分について、ご意見をいただいています。附帯意見のうち、今回の議題にある子どもの未来像という部分についても当時ご意見をいただいています。

先ほどの諮問答申の内容という部分も含めて、改めて委員の皆様にもメールで送信いたしますので、ご確認いただければ大変助かります。

《柏女会長》

今回も計画案を策定して、計画の案をもって答申することになります。前回は7点の付帯意見をつけておりますけれども、また皆様でご議論をしていただいた上で、付帯意見も付けていただくということになると思います。

このほかにいかがでしょうか。

《田中副会長》

確認ですが、今回の計画の見直しにあたって市民に対してヒアリングはしないのでしょうか。

《事務局》

アウトカム評価として、利用者の方に向けたアンケートやヒアリングを予定しています。スケジュールは次回お示しいたします。

《柏女会長》

特に人数の少ない方については、なかなか数字でとらえることができませんので、里親の家庭や多胎児家庭などに対しては個別にインタビュー調査などを行うということも含めて、次回具体案を事務局から提案していただけるということになります。

《矢口委員》

先ほどの付帯意見についてですが、文書の日付が令和元年とあって、それは結局反映されないまま、この1年来てしまったということでしょうか。私たちがこの会議に参加するというときに最初にこれをいただくべきものだったと思います。

また、今回計画の見直しをすると、事業が計画に反映されるのは来年になってしまうのでしょうか。また、見直した内容は計画に反映されるのでしょうか。

《事務局》

答申は、議論いただいたことを踏まえて計画案を作成して、さらにパブリックコメントとして出していきますので、反映しないことはありません。例えば事業評価や、子どもの未来像に関して議論を進めておりますのでそうしたことを踏まえて進めていきます。

《柏女会長》

ありがとうございます。ほかにご意見ありますでしょうか。なければ、今日の会議はこれで終了とさせていただきますと思います。活発なご意見ありがとうございました。それでは今日の会議をこれで終了とさせていただきます。

以上